

保険給付申請に係る留意事項

【個人番号（マイナンバー）制度に対応した新様式の申請書と添付書類について】

「個人番号（マイナンバー）制度」の導入により健康保険法施行規則が改正されたことに伴い、「個人番号（マイナンバー）制度」に対応した新様式へ変更となりました。新様式の申請書は、法改正により、「被保険者証の記号及び番号又は個人番号（マイナンバー）」とされるため、被保険者証の記号番号か個人番号（マイナンバー）のどちらかを記載することとなります。

ただし、被保険者証の記号及び番号の記載でなく、個人番号（マイナンバー）が記載された場合は、添付書類等（下記参照）が必要となりますので、予めご注意ください。

●（現行）被保険者証の記号及び番号を記載された場合

- ・個人番号（マイナンバー）の記載は、省略できます。従来どおりの手続き方法で申請が可能です。

●個人番号（マイナンバー）が記載された場合（本人が直接、組合に申請書を提出する場合）

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
（例：通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し等）
- ・被保険者の身元確認ができる書類（例：運転免許証の写し、パスポートの写し等）

●個人番号（マイナンバー）が記載された場合（事業主経由で組合に提出する場合）

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
（例：通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し等）
- ・被保険者の身元確認ができる書類（例：運転免許証の写し、パスポートの写し等）
- ・委任状などの代理権が確認できる書類
- ・代理人の身元確認ができる書類（例：登記事項証明書等）

個人番号（マイナンバー）が記載された申請書を提出する場合は、
特定個人情報（個人番号を含む個人情報）保護のため
簡易書留等の配達記録が残る方法での送付が必要となります。

【お問い合わせ先】

給付課給付係 03-3353-4311